

(1) 令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

東京都選挙管理委員会



最高裁判所判事  
深山 卓也  
昭和二十九年九月二日生

略歴  
東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。  
昭和三十七年 四月 判事補任官。以後、東京地裁、函館地裁、平成一四年 四月 判事任官。公務等調整委員会事務局に勤務。平成二八年 二月 さいたま地裁所長。二九年 三月 東京高裁所長。三〇年 一月 最高裁判所判事。  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成三〇年二月一日 大法廷判決  
平成二九年〇月二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったことはいえ、公職選挙法の規定が憲法に違反するものというところではない、多数意見。  
二 令和二年三月二〇日 第1小法廷判決  
タワシ労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながる、歩合給の額が〇円となることあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の罰則金が支払われたとはいえない、(全員一致、裁判長)。  
三 令和二年二月二八日 大法廷判決  
令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議定数配分規定は、憲法に違反するに至っていない、(多数意見)。  
四 令和二年二月二四日 大法廷判決  
市長が孔子を祀った施設の有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便宜を授け、これを後援していると同値されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する、(多数意見)。  
五 令和二年五月七日 第1小法廷判決  
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づき規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国は、歴史的建設作業に従事し、石綿粉じんにはく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。  
六 令和三年六月二日 大法廷判決  
夫が夫又は妻の氏をいづれかを存すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項としている戸籍法七四条一各号は、憲法二四条に違反しない、(多数意見、補足意見付加)。  
裁判官としての心構え  
最終審かつ法律審である最高裁判所に係る事件は、憲法や法律の解釈を巡り争論の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で取り組んでいます。



最高裁判所判事  
岡 正晶  
昭和二十二年二月二日生

略歴  
香川県綾歌郡(現高松市)岡分等町という段々状の小さな田んぼが連なる山あいののどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれる。同立国分等小学校を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業。東京大学法学部卒業。  
昭和三十五年 三月 司法修習生(二四期、大阪で実務修習)。  
三十七年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)。  
三十八年 六月 株式会社二フ社社外監査役。  
三十九年 七月 株式会社二フ社社外監査役。  
四〇年 四月 東京弁護士会副会長(債権関係、部を委員)。  
四二年 七月 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員。  
四三年 六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員。  
四七年 四月 日本弁護士連合会副会長。  
四八年 六月 株式会社三井住友銀行社外監査役。  
四九年 八月 日本公認会計士協会品質管理委員会委員。  
五〇年 六月 株式会社三井住友銀行社外取締役。  
令和 元年 九月 最高裁判所判事。  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 最高裁判所就任後日がないため、特に記すべきものはありません。  
裁判官としての心構え  
日本国憲法六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とを常に念頭に置き、仕事を遂行する際の根本原理とします。  
そして、従うべき「良心」の充実、向上に日々努め、「独立」は必ずしも「隔離」しない、常に自ら、「職権」行使に当たっては「記録」資料をよく読み、自分自身で「考え、わかちややく」分の意見を行い、副裁判官の多面的で深いある意見を尽くすことを信条に、一つの事件に全力で取り組みます。  
また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないを決定する権限を有する終審裁判所である」とを心に刻み、この憲法上の職責を適切に果たします。  
趣味など  
ここ三四年ですが、山歩き(トレッキング)をシーズンに月二回を目標に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩・秩父など、関東周辺の山が中心ですが、善善山・針ヶ岳・羅臼岳・屋久島・縄文杉・妙高山なども印象に残っています。  
三〇年以上上履いていて、チャロの黒バラをハイメイン、遊脚靴を兼用としたランタナでの花栽培があります。二〇二二年は、余った種をフアンターまわりの地面にはらまいたところ、朝顔が大群生しました。  
弁護士時代、日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。



最高裁判所判事  
宇賀克也  
昭和三十一年七月二日生

略歴  
東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立小泉第二中学校を経て、東京教育大学(現・筑波大学)附属高等学校を卒業。  
昭和三十二年 三月 東京大学法学部卒業。  
三十四年 四月 東京大学法学部助教授。  
三五年 七月 東京大学法学部助教授。  
三八年 八月 ハーバード大学客員研究員。  
三九年 八月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員。  
四〇年 八月 ハーバード大学客員教授。  
四一年 九月 東京大学大学院法学研究科教授。  
四二年 四月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任。  
四四年 〇月 日本公法学会理事。  
四六年 七月 東京大学公共政策大学院教授を兼任。  
四八年 七月 関税等不服審査会委員、知的財産分科会委員。  
五二年 三月 総務省代表自治紛争処理委員。  
五三年 〇月 東アジア行政法学会理事。  
五六年 一月 I T総合戦略本部パソナルデータに関する検討会委員。  
五八年 三月 内閣府独立公正審査官懇談会座長。  
五九年 三月 東京市情報公開・個人情報保護審議会会長。  
六〇年 二月 人事院交流審議会委員。  
六一年 四月 国立国会図書館資料利用制限審査会会長。  
六二年 〇月 消費者庁消費者安全調査委員会委員長。  
六三年 七月 内閣府公文書管理委員会委員長。  
三〇年 三月 最高裁判所判事。  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 令和二年六月二日 第1小法廷判決  
令和二年六月二日施行の参議院議員通常選挙の附金の募集及び受領金と納税額に係る告示における附金の募集及び受領金と納税額との関係は違法としない、(全員一致)。  
二 令和二年一月二八日 大法廷判決  
参議院議員通常選挙の議定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は憲法違反とする反対意見を述べた。  
三 令和二年一月二五日 大法廷判決  
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適用は司法審査の対象となる、(全員一致、補足意見付加)。  
四 令和二年二月二日 第2小法廷判決  
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。  
五 令和二年六月五日 第3小法廷判決  
刑事被告人の被取調べに受けた治療に関する保有個人情報、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象となる、(全員一致、裁判長、補足意見付加)。  
六 令和三年六月二日 大法廷判決  
夫婦同氏の義務事項とする戸籍法七四条一各号の規定は憲法二四条に違反するとの反対意見を述べた。  
裁判官としての心構え  
大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律、条例の制定、改正作業に従事してきました。これまでの、判例を批評する立場での毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つの事件を真摯に検討していきたいと思えます。



最高裁判所判事  
堺 徹  
昭和三十一年七月一七日生

略歴  
和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学校、和歌山県立田辺高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。  
昭和三十七年 四月 検事任官。  
三十九年 四月 以後、札幌地裁、札幌地裁審判支部、大阪地裁、大津地裁、法務大臣官房司法法制調査部、東京地裁八王子支部、東京地裁の各検事、旭川地裁検事、最高検事務取扱検事などとして勤務。  
平成二〇年 九月 東京地交通部長。  
二一年 一月 東京地検公判部長。  
二二年 七月 東京地検特別捜査部長。  
二四年 七月 福島地検検事正。  
二五年 七月 東京地検検事正。  
二六年 七月 東京地検検事正。  
二八年 九月 仙台高検検事長。  
二九年 七月 次長検事。  
三〇年 七月 東京高検検事長。  
三一年 七月 退官。  
三二年 九月 最高裁判所判事。  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 最高裁判所就任後日がないため、特に記すべきものはありません。  
裁判官としての心構え  
私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所では憲法の番人とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事実上すべての判事に大きな影響を及ぼすこととなります。その最高裁判所の判事の一人として、誠実に責任を担っています。  
ながら、緊張感をもって職務に当たっています。  
最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査、公判に関与する中で、事件の真相を明らかにし、適切な知識を獲得してきたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景といった様々な事柄についても学ぶとともに、検察官として最善の判断に達するためにいろいろ悩まされてきました。知恵を絞ってきました。  
最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の視点から検察官の職務を遂行するために適正な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事の職務に生かすことにより、この重い職責を果たし、公平、公正で紛争解決して妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っています。  
この点にも事件の当事者も十分に十分耳を傾けるとともに、同僚の最高裁判所判事の誠意の中で思考を深めながら、学び続ける意識を謙虚な姿勢で誠心誠意を遂行していきたいと考えています。

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成三〇年二月一日 大法廷判決  
平成二九年〇月二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったことはいえ、公職選挙法の規定が憲法に違反するものというところではない、多数意見。  
二 令和二年三月二〇日 第1小法廷判決  
タワシ労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながる、歩合給の額が〇円となることあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の罰則金が支払われたとはいえない、(全員一致、裁判長)。  
三 令和二年二月二八日 大法廷判決  
令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議定数配分規定は、憲法に違反するに至っていない、(多数意見)。  
四 令和二年二月二四日 大法廷判決  
市長が孔子を祀った施設の有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便宜を授け、これを後援していると同値されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する、(多数意見)。  
五 令和二年五月七日 第1小法廷判決  
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づき規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国は、歴史的建設作業に従事し、石綿粉じんにはく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。  
六 令和三年六月二日 大法廷判決  
夫が夫又は妻の氏をいづれかを存すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項としている戸籍法七四条一各号は、憲法二四条に違反しない、(多数意見、補足意見付加)。  
裁判官としての心構え  
最終審かつ法律審である最高裁判所に係る事件は、憲法や法律の解釈を巡り争論の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で取り組んでいます。

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 最高裁判所就任後日がないため、特に記すべきものはありません。  
裁判官としての心構え  
日本国憲法六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とを常に念頭に置き、仕事を遂行する際の根本原理とします。  
そして、従うべき「良心」の充実、向上に日々努め、「独立」は必ずしも「隔離」しない、常に自ら、「職権」行使に当たっては「記録」資料をよく読み、自分自身で「考え、わかちややく」分の意見を行い、副裁判官の多面的で深いある意見を尽くすことを信条に、一つの事件に全力で取り組みます。  
また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないを決定する権限を有する終審裁判所である」とを心に刻み、この憲法上の職責を適切に果たします。  
趣味など  
ここ三四年ですが、山歩き(トレッキング)をシーズンに月二回を目標に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩・秩父など、関東周辺の山が中心ですが、善善山・針ヶ岳・羅臼岳・屋久島・縄文杉・妙高山なども印象に残っています。  
三〇年以上上履いていて、チャロの黒バラをハイメイン、遊脚靴を兼用としたランタナでの花栽培があります。二〇二二年は、余った種をフアンターまわりの地面にはらまいたところ、朝顔が大群生しました。  
弁護士時代、日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 令和二年六月二日 第1小法廷判決  
令和二年六月二日施行の参議院議員通常選挙の附金の募集及び受領金と納税額に係る告示における附金の募集及び受領金と納税額との関係は違法としない、(全員一致)。  
二 令和二年一月二八日 大法廷判決  
参議院議員通常選挙の議定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は憲法違反とする反対意見を述べた。  
三 令和二年一月二五日 大法廷判決  
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適用は司法審査の対象となる、(全員一致、補足意見付加)。  
四 令和二年二月二日 第2小法廷判決  
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。  
五 令和二年六月五日 第3小法廷判決  
刑事被告人の被取調べに受けた治療に関する保有個人情報、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象となる、(全員一致、裁判長、補足意見付加)。  
六 令和三年六月二日 大法廷判決  
夫婦同氏の義務事項とする戸籍法七四条一各号の規定は憲法二四条に違反するとの反対意見を述べた。  
裁判官としての心構え  
大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律、条例の制定、改正作業に従事してきました。これまでの、判例を批評する立場での毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つの事件を真摯に検討していきたいと思えます。

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 最高裁判所就任後日がないため、特に記すべきものはありません。  
裁判官としての心構え  
私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所では憲法の番人とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事実上すべての判事に大きな影響を及ぼすこととなります。その最高裁判所の判事の一人として、誠実に責任を担っています。  
ながら、緊張感をもって職務に当たっています。  
最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査、公判に関与する中で、事件の真相を明らかにし、適切な知識を獲得してきたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景といった様々な事柄についても学ぶとともに、検察官として最善の判断に達するためにいろいろ悩まされてきました。知恵を絞ってきました。  
最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の視点から検察官の職務を遂行するために適正な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事の職務に生かすことにより、この重い職責を果たし、公平、公正で紛争解決して妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っています。  
この点にも事件の当事者も十分に十分耳を傾けるとともに、同僚の最高裁判所判事の誠意の中で思考を深めながら、学び続ける意識を謙虚な姿勢で誠心誠意を遂行していきたいと考えています。





# 投票日 10月31日(日)

## 投票時間 午前7時から午後8時まで

- ・期日前投票期間 10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など  
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。  
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

※新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

### 投票方法

「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

- 小選挙区選出議員選挙 → 「候補者名」を記載
- 比例代表選出議員選挙 → 「政党名」を記載

### 特例郵便等投票

※新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は特例郵便等投票が利用できます。

投票用紙の請求期限 10月27日(水) 午後5時まで  
投票用紙の請求先 区市町村選挙管理委員会

### 特例郵便等投票の対象者

衆議院議員選挙の有権者で、投票用紙の請求の時点で、以下の外出自粛期間・隔離等措置期間が10月20日(水)から10月31日(日)までの期間にかかる見込まれる方

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方(但し、濃厚接触者は対象外)
- 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方  
(特例郵便等投票の対象者及び投票方法については、東京都選挙管理委員会の特設ホームページでご確認いただくか、お住まいの区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

特例郵便等投票のご案内：<https://www.r3syuugiinsen1.metro.tokyo.lg.jp/>

### 選挙管理委員会が実施する新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所・期日前投票所にはアルコール消毒液を配置
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的な換気
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は定期的に消毒